第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例）

第十五条　第十二条第一項第一号ホに該当する者として同項の認定を受けた者（次項及び次条第五項において「特例株式会社」という。）についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「前条第一項又は第二百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しない」とあるのは「する通知又は催告が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「一年間」と、同条第五項第一号中「前条第三項において準用する同条第一項の規定により」とあるのは「当該登録株式質権者に対してする」と、「をすることを要しない」とあるのは「が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「一年間」とする。

2　前項の規定により読み替えて適用する会社法第百九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をする場合には、特例株式会社は、同法第百九十八条第一項に定める手続に先立ち、前項の規定により読み替えて適用する同法第百九十七条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べることができる旨その他経済産業省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者（同法第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。次項第三号において同じ。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三月を下ることができない。

3　次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定は適用しない。

一　前項の期間が満了していない場合

二　前項の期間内に利害関係人が異議を述べた場合

三　前項の規定による催告が同項に規定する株式の株主又はその登録株式質権者に到達した場合

4　会社法第百九十八条第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による催告について準用する。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第七条　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「がその」を「が業として」に改め、「物品の製造を業として行う場合におけるその」を削り、同項第四号中「その使用する情報成果物の作成を」を削り、「行う場合におけるその」を「使用する」に改め、同項第五号中「の提供の」を「を構成する」に改める。

第三条第二項第二号中「親事業者」を「発注書面の交付その他の方法による親事業者」に、「及び」を「及び親事業者の」に改め、同項第八号中「その他」を「下請取引の機会の創出の促進その他」に改め、同条第四項中「その要旨」を「これ」に改める。

第五条第一項中「特定下請組合等（事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて」を「その一若しくは二以上の下請事業者又は」に、「営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つているものをいう。以下同じ。）は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き」を「下請事業者である事業協同組合その他の団体（以下「下請事業者等」という。）は」に、「当該特定下請組合等の構成員である」を「、当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の」に改め、同条第三項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一号中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。

ロ　当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

第六条第四号を削る。

第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、下請振興関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証（同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者（当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。）に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証（以下「下請振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十一条第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）」を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に、「（同法）」を「（中小企業信用保険法）」に改め、同条第三項中「新事業開拓保険」の下に「（以下「新事業開拓保険」という。）」を加え、同条第四項中「あつて、」の下に「下請振興関連保証又は」を加え、「同法第三条第二項中」を「同項中」に、「同法第五条中」を「同条中」に改める。

第十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第十四条第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十八条を第二十八条とし、第十七条を第二十七条とし、第十六条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務）

第二十五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。